

# **整備基準（案） 路外駐車場**

## 1 基本的考え方

整備基準において、バリアフリー新法が福祉のまちづくり条例を上回る場合には、福祉のまちづくり条例の整備基準として改正を行う。

### 整備基準（案） 路外駐車場

整備項目	整備基準
1 路外駐車場車いす用駐車施設	<p>1 路外駐車場には、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「路外駐車場車いす使用者駐車施設」という。）を1以上設けなければならない。ただし、もっぱら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。</p> <p>2 路外駐車場車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) 幅は、350cm以上とすること。</p> <p>(2) 路外駐車場車いす使用者用駐車施設又はその付近に、路外駐車場車いす使用者用駐車施設の表示するとともに、当該駐車施設への経路について誘導標示を行うこと。</p> <p>(3) 2「路外駐車場移動等円滑化経路」の2に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p>
2 路外駐車場移動等円滑化経路	<p>1 路外駐車場車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち1以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「路外駐車場移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。</p> <p>2 路外駐車場移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>(1) 当該路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は、85cm以上とすること。</p> <p>(3) 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する通路は、次に掲げるものであること。</p> <p>イ 幅は、120cm以上とすること。</p> <p>ロ 50m以内ごとに車いすの転回に支障のない場所を設けること。</p> <p>(4) 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する傾斜路（段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものであること。</p> <p>イ 幅は、段に代わるものにあっては120cm以上、段に併設するものにあっては90cm以上とすること。</p> <p>ロ 勾配は1/20を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあっては1/8を超えないこと。</p> <p>ハ 高さが75cmを超えるものにあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。</p> <p>ニ 手すりを設けること。</p>